



MAKOTO OVERSEAS SERVICES CO LTD

TOKYO OFFICE
2-6, Kanda-Tsukasamachi, Chiyoda-ku,
Tokyo 101-0048 Japan
Tel:03-5209-3592 Fax:03-3256-3441
E-mail: tokyo@mosco.co.jp

お客様各位

your reference

our reference
MOA-16-003

date
平成 28 年 5 月

SOLAS 条約改正に伴う輸出コンテナ総重量確定方法に関しまして

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国際海事機関 IMO より「海上人命安全条約」(SOLAS 条約)の改正が行われたことに伴い、国土交通省より『国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法』の告示がございました。

2016 年 7 月 1 日以降に船積みされるコンテナにつきましては、安全な海上輸送を行うために、船積み前にコンテナ重量を計測し、荷送人(船会社 B/L の Shipper)は定められた方法で確定したコンテナ総重量情報を船長(もしくはその代理人)及びターミナル代表者への報告義務が課せられることとなります。

コンテナ総重量の確定は下記 2 通りとなりますので、お客様におかれましてはご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、本条約改正に伴う進捗及び新たな情報が入りましたら追ってご連絡致します。

＝ 記 ＝

適用開始日 : 2016年7月1日より
対象航路 : 日本 ⇒ 全仕向地

【コンテナ総重量確定方法】

荷送人(船社が発行する船荷証券(B/L)に荷送人として記載される者)は、次のいずれかの方法で確定したコンテナ重量情報を船長等に提供しなければなりません。

[1] 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法

[2] 適切な計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ重量を足し合わせることでにより確定する方法

【Reference】

本制度の概要については、以下の国土交通省の WEB サイトをご参照ください。

URL : http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

本制度の概要

[日本における輸出コンテナ総重量の確定方法の制度化について \(日本語\)](#)

[国際海上輸出コンテナ総重量の確定方法ガイドライン](#)

[国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法マニュアル](#)

[届出又は登録に必要な書類](#)

[コンテナマニュアル手順書例](#)

以上

President: Yasu Tomita